②　区域計画への記載事項

国家戦略特区支援利子補給金を活用しようとする場合には、活用しようとする特定事業ごとに区域計画に以下の事項を定めることが必要である。

ア）国家戦略特区支援利子補給金の支給の対象としようとする特定事業の内容及び実施主体

イ）法第２条第２項第２号の内閣府令に規定する該当事業種別

ウ）当該特定事業について、区域計画に定めた目標を達成するための位置付け及び必要性

③　区域計画の認定条件

国家戦略特区支援利子補給金に係る区域計画の認定に当たっての条件は、以下のとおりである。

ア）当該特定事業が、法第２条第２項第２号の内閣府令に規定する事業に該当すること。

イ）当該特定事業が、当該国家戦略特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること。

第六　国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集に関する基本的な事項

①　提案募集の趣旨及び概要

国家戦略特区制度においては、現場の声をより重視して規制・制度改革を進めるため、あらゆる分野の国の規制・制度について、広く提案を集める機会を設けることが重要である。また、国家戦略特区における取組が具体化していく中で民間事業者や地方公共団体からの新たな問題提起を通じて、更なる規制・制度改革の課題が浮かび上がってくると想定される。

経済社会情勢の変化に対応して、求められる必要な規制・制度改革も変化していくものであることから、これらの状況を踏まえつつ、新たなニーズに応えられるよう、政府が講ずべき措置に係る提案の募集を必要に応じて行うものとする。

②　提案主体

提案は、広く現場から衆知を集めるという観点から、事業の実施主体となる民間事業者又は地方公共団体等から幅広く募集する。

提案の主体は、単独による提案だけでなく、複数の主体による共同での提案や、海外からの提案も可能とする。

③　提案募集の時期

提案募集の時期については、経済社会情勢の変化や、国家戦略特区における取組が具体化していく中で生じる更なる規制・制度改革の課題の状況を見極めて、適切な時期に実施する。

提案の機会についてタイミングを逸しない程度に確保するため、少なくとも年に２回は提案募集を実施する。

④　提案募集の周知

内閣府のホームページへの掲載の他、内閣府地域活性化推進室の発行するメールマガジンの配信や内閣府地域活性化推進室が参加する会議における情報提供など、様々な機会を捉えて周知を行う。

また、余裕を持った募集期間を設定することで、提案募集の周知に触れる機会を十分に確保するとともに、提案のための検討期間も確保できるよう配慮する。

⑤　提案を受けた政府の対応

受け付けた提案については、諮問会議における調査審議を通じて、実現に向けた検討を進める。

なお、国家戦略特区における規制の特例措置としては実現しなかった提案については、法第38条の規定を活用した構造改革特区制度との連携や、全国規模での規制・制度改革に係る規制改革会議との連携等を通じて、実現の可能性を検討するものとする。

関係府省庁は、これらを通じて実現することとなった規制の特例措置について、内閣府と連携し、第五の１②のとおり必要な措置を講ずるものとする。

第七　その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し必要な事項

（透明性の確保）

第一の２の運用の原則のとおり、国家戦略特区制度の運用に当たっては、徹底的に透明性を確保するものとし、各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、ホームページ等を活用し、関係資料をできるだけ公開することとする。

（国家戦略特区制度の周知）

国家戦略特区制度については、制度を活用する側の視点に立って、本制度の特徴や、その他の規制・制度改革に関する制度との相違等を含め、分かりやすい周知に努めることとする。

登録海技免許講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の規定により次の海技免許講習を登録したので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年三月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十六年二月十二日

二　登録番号　第六十三号

三　登録海技免許講習実施機関の名称　株式会社日本船舶職員養成協会西日本

四　住所　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二番一号

五　代表者の氏名　中野　隆

六　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地

株式会社日本船舶職員養成協会西日本　福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二番一号

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年三月十日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　登録年月日　平成二十五年六月四日

(二)　登録番号　操更講第七十三号

(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　森下　俊幸

(四)　住所　広島県尾道市新浜二丁目九番二十二号

(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地

ベイサイド海事事務所　広島県尾道市新浜二丁目九番二十二号

二　(一)　登録年月日　平成二十五年六月二十七日

(二)　登録番号　操更講第七十四号

(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　有限会社アライトマリン

(四)　住所　千葉県千葉市稲毛区園生町三百九十三―三百三

(五)　代表者の氏名　松本　照美

(六)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地

有限会社アライトマリン　千葉県千葉市稲毛区園生町三百九十三―三百三

三　(一)　登録年月日　平成二十五年八月七日

(二)　登録番号　操更講第七十五号

(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　河添　祐司

(四)　住所　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　宮崎県宮崎市原町二番三十三号

(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地

河添海事事務所　宮崎県宮崎市原町二番三十三号

四　(一)　登録年月日　平成二十五年十一月五日

(二)　登録番号　操更講第七十六号

(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　有限会社沖縄マリン

(四)　住所　沖縄県浦添市伊祖三丁目十九番一号二階

(五)　代表者の氏名　銘苅　勉

(六)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地

有限会社沖縄マリン　沖縄県那覇市港町二丁目十六番十号二階